

研修報告 議会運営委員会視察

# 神奈川県寒川町を研修

去る11月19日（水）、議会運営委員会は、通年議会制度の導入の概要・経緯について、今後の城里町の議会運営に生かすため、神奈川県寒川町において視察研修をいたしました。

## 神奈川県寒川町の概要

寒川町は、神奈川県ほぼ中心部に位置し、東西に2・9km、南北に5・5km、面積は13・42km<sup>2</sup>となる。

西は平塚市・厚木市、東は茅ヶ崎市に隣接している。

標高は5メートルから27メートルで、概ね平坦な地形で、宅地と畑が大部分を占め、山林はわずかである。

明治22年に11の村が合併して寒川村が発足した。

昭和15年に町制を施行した。それ以降町村合併は行っていない。有名な神社に「寒川神社」がある。

## 議会の概要

① 議員数 18人

② 常任委員会 総務常任委員会

文教福祉常任委員会  
建設経済常任委員会

③ 特別委員会 寒川駅周整備特別委員会

東海道新幹線新駅特別委員会

④ 議 運 議会運営委員会

(参考)

- ・ 平均年齢…55歳
- ・ 当選回数…平均3・2期
- ・ 女性議員…2名



通年議会制度の導入・経緯

## なぜ通年議会を行ったのか

現在、議会の招集権は地方自治法第101条の第1項の規定に基づき首長にあり、議会の会期は法第102条第6項の規定に基づき議会の議決で定めることになっており、議会が主導的に議会を開く仕組みになっていない。

定例会の開催は、平成16年の地方自治法改正により回数制限が撤廃され、自治体が任意に議会のあり方を決定できるようになった。

寒川町議会は、議会の活動能力がない「閉会中の期間」を無くし、議会が主導的・機動的に活動できる制度により、チェック機能の充実強化を図り、災害時の緊急対応や突発的な行政課題に議会が開けることが重要として、首長が年1回・1月に議会を招集し、会期を12月までと決め、議長判断により再開と休会を繰り返す「通年議会」制の導入を図った。



寒川町議会は、住民により開かれた議会を目指すため、任意に「議会改革推進委員会」を立ち上げ、議会改革にも積極的に取り組んでいます。

これまで延べ30回ほど会議を開催し、議会の活動や様々な事項を検証し見直しや改善を進めています。

寒川町議会では、議会が活発にそして、町民の方々も一丸となって議会改革にとり組んでいる先進地事例と感じました。

# 総務民生常任委員会を開催！

総務民生常任委員会（委員長：杉山清議員）は、新庁舎建設関連や、その他下記の事項について、委員会を開催し町の問題について執行部をただしました。

平成26年6月5日(木) 10:00～ ※傍聴者9名  
 平成26年6月12日(木) 14:00～ ※傍聴者10名  
 平成26年6月24日(火) 14:00～ ※傍聴者30名

(1) 平成26年度城里町予算について

平成26年10月17日(金) 15:00～

(1) 庁舎建設関連について  
 (2) 情報開示について ※傍聴者4名



平成26年10月29日(水) 13:30～

(1) 地域活性化総合特別区域について  
 (2) 上入野公園墓地計画跡地について ※傍聴者7名

平成26年11月13日(木) 10:00～

(1) 庁舎建設関連について  
 (2) 税金滞納訴訟について ※傍聴者12名



平成26年11月27日(木) 13:30～

(1) 庁舎建設関連について ※傍聴者7名

平成27年1月15日(木) 15:30～

(1) 庁舎建設関連について ※傍聴者8名

- ・ 庁舎建設関連につきましては、現在も審議を継続しております。（結果につきましては、決定次第広報に載せていく予定です。）
  - ・ 情報開示につきましては、町長が税金滞納問題に関して、情報を開示しましたので、総務委員会といたしましては、この問題については終結いたしました。
  - ・ 地域活性化総合特別区域の問題については、開示資料を審議中です。
  - ・ 上入野公園墓地計画跡地については、町長としては売却しない方針です。
  - ・ 税金滞納訴訟については、町が情報開示を行うことを条件に、取り下げになりました。
- ※今後も審議が終わっていないものについては、継続審査になります。

## 陳情・請願の提出について

請願は、どなたでも議会に提出し、町政等に対し意見や要望等を伝える方法です。

この請願は、憲法や法律（地方自治法第124条）で保障された基本的権利の一つで、提出する際は、議員の紹介が必要となります。また、陳情は請願と手続きは、まったく同じですが、議員の紹介は必要がなく、法律の規定もありません。

### ○提出された請願・陳情書

提出された請願書は、議会で採択するか、不採択にするかを決定します。採択された請願のうち、執行機関や関係機関が処理することが適当であると議会で認めたものは、意見書や要望書を送付いたします。また、陳情も内容に応じて、請願と準じた扱いになります。

請願は、採択・不採択にかかわらず、提出した代表者に審査結果を通知いたします。

### ○請願・陳情の仕方

請願・陳情には次の記載事項が必要となります。

件名

紹介議員（1名以上）の署名又は記名、押印（陳情には必要ありません）

請願（陳情）の要旨

請願（陳情）の理由

提出年月日

住所、氏名等

請願（陳情）者が多いときは、請願（陳情）書の末尾に署名簿を添付のうえ、請願（陳情）書に代表者名を記入し、署名簿に署名された人数を「他〇名」と記入してください。

法人の場合は、その名称及び代表者の氏名を記入してください。

※署名簿で押印のないものやコピー等は人数に算入できません。

押印

あて先（城里町議会議長あて）

提出部数

1つの事項につき1部提出してください。複数の事項についての請願（陳情）書は、内容ごとに1部ずつ提出してください。

提出期限及び提出先

提出期限は、定例会の開会前の議会運営委員会開会日の3日前までに提出してください。

なお、議会運営委員会の開会日は、議会事務局にお問い合わせください。

また、提出先は城里町議会事務局です。

請願（陳情）書の参考様式は、次のとおりです。

#### 【請願・陳情書の参考様式】

（表紙） A4判用紙

（件名）	
○○○○○○○に関する請願	
申請者（代表者）	
住所	
氏名	印
紹介議員	
住所	
氏名	印

（内容） A4判用紙

平成 年 月 日	
城里町議会議長 様	
申請者（代表者）	
住所	
氏名	印
件名 ○○○○○に関する請願（陳情）	
1 請願（陳情）の要旨	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
2 請願（陳情）の理由	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
○○○○○○○○○○○○○○○○○○	
以上のとおり請願（陳情）いたします。	

（署名簿がある場合は添付してください）